

「審査の進め方（案）」の主な修正箇所

原 案（第3回WG）	修 正 案
<p>第11部 審査の進め方</p> <p>第1章 概論</p> <p>111 ~ 111.1 (略)</p> <p>111.2 審査手順の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 先行意匠調査 先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する ①先行意匠、②公知（又は周知）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。）を発見するために行う。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>第11部 審査の進め方</p> <p>第1章 概論</p> <p>111 ~ 111.1 (略)</p> <p>111.2 審査手順の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 先行意匠調査 (→ 112.2) 先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する ①先行意匠、②公然知られた（又は広く知られた）形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。）を発見するために行う。</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>第2章 各論</p>

削除:

削除: 公知

削除: 周知

削除: の

第2章 各論

112.1 意匠登録出願に係る意匠の認定

(1) 全体意匠の認定

本願意匠の新規性、創作非容易性等を判断する前提として、意匠の内容を把握しなければならない。この作業を意匠の認定という。

本願意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う本願意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う

- ① 意匠に係る物品
- ② 意匠に係る物品の形態

意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面の参考図の記載等から、意匠に係る物品の用途、機能、大きさ、材質等を認定する。意匠に係る物品の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄の記載等から、意匠に係る物品全体の形態、各部の態様、分離又は変化する態様、透明部、色彩等について認定する。

112.1 意匠登録出願に係る意匠の認定

(1) 全体意匠の認定 (→ 第1部第2章)

本願意匠の新規性、創作非容易性等を判断する前提として、意匠の内容を把握しなければならない。この作業を意匠の認定という。

本願意匠の認定においては、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う本願意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識(当業者の知識)に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

- ① 意匠に係る物品
- ② 意匠に係る物品の形態

意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠に係る物品の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から、意匠に係る物品全体の形態、各部の態様を認定する。

(2) 部分意匠の認定 (→ 71.3)

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定においては、以下の点に関して、「意匠の説明」の欄に記載された「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法に留意しつつ「意匠登録を受けようとする部分」を特定したうえで、願書の記載及び願書に添付した図面等により総合的に判断する。

削除: は

削除: を

削除: して行う

削除: 、

削除: 及び「意匠の説明」

削除: 及び

削除: の参考図の記載

削除: 、

削除: 、大きさ、材質等

削除: の記載

削除: 、分離又は変化する態様、透明部、色彩等について

削除:

削除: は

削除: 全体意匠の観点に加えて、さらに

削除: 注意

削除: 認定

削除: を

削除: して行う

(2) 部分意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、全体意匠の観点に加えて、さらに以下の点に関して、「意匠の説明」の欄に記載された「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法に注意しつつ「意匠登録を受けようとする部分」を認定したうえで、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

- ① 意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

部分意匠の意匠に係る物品については、願書の「意匠に係る物品」及び「意匠に係る物品の説明」の欄等の記載並びに願書に添付した図面等から、部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能については、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の形態については、願書に添付した図面等及び願書の「意匠の説明」の欄等の記載から認定する。

(3) 意匠の認定の際の留意事項本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。 (21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

(3) 意匠の認定の際の留意事項

112.2 先行意匠調査先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作

削除:

削除:

削除: また、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか(意匠法第3条第1項柱書)、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか(意匠法第7条)、組物の意匠の場合は、組物を構成する物品に係る意匠に該当するかどうか(意匠法第8条)について検討する。

削除:

本願意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が合理的に善解し得るか否かを判断する。

また、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第3条第1項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第7条）、組物の意匠の場合は、組物を構成する物品に係る意匠に該当するかどうか（意匠法第8条）について検討する。

112.2 先行意匠調査

先行意匠調査は、本願意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する先行意匠等を発見するために行う。

(1) ~ (3) (略)

112.3 新規性、創作非容易性等の検討

非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件（意匠法第10条）の判断に資する先行意匠等を発見するために行う。

なお、本願意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第3条第1項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第7条）、組物の意匠の場合は、組物を構成する物品に係る意匠に該当するかどうか（意匠法第8条）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。

(1) ~ (3) (略)

112.3 新規性、創作非容易性等の検討

(1) (略)

(2) 新規性等の判断における意匠の類否判断 (→ 22.1.3)

① …

②

本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機

削除: 引用意匠を決定する場合は、本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるかどうかを判断する。その際に、本願意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認する。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規性等の判断における意匠の類否判断</p> <p>① …</p> <p>② 引用意匠を決定する場合は、本願意匠と引用意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であるかどうかを判断する。その際に、本願意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認する。</p> <p>③ …</p> <p>④ …</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>112.4 拒絶理由の通知</p>	<p><u>能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。</u></p> <p>③ …</p> <p>④ …</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>112.4 拒絶理由の通知</p> <p>112.4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 意匠登録出願が意匠法第7条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。(第5部「一意匠一出願」参照)</u></p> <p>112.4.2 ~ 112.5 (略)</p> <p>112.6 査定</p>
--	---

112.4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項

(1) ~ (4) (略)

112.4.2 ~ 112.5 (略)

112.6 査定

112.6.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないとき、及び拒絶理由通知に応答する意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消された場合は、すみやかに登録の査定をする(意匠法第18条)。

登録査定を行う際に、本願意匠について、拒絶の理由を構成するには至らないが、以下に該当する先行意匠等が存在する場合は、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する

(1) 本願意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠

112.6.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。(意匠法第18条)。

登録査定に際しては、本願意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについてはその先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する

(1) 本願意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠

(2) 本願意匠と、形態の一部において共通点が認められる先行意匠等

112.6.2 (略)

削除:

削除: 拒絶の理由

削除: を発見しないとき、及び拒絶理由通知に応答する意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消された場合は、すみやかに登録の査定をする

削除: を行う

削除: に

削除: 拒絶の理由

削除: 以下に該当する先行意匠等が存在する場合は、

(2) 本願意匠と、形態の一部において共通点が認められる先行意匠等

112.6.2 (略)